

令和 5年 7月 25日

伊藤忠連合健康保険組合
理事長 大喜多 治年

第19期 第2回組合会会議録の掲載について

前略 厚生労働省保険局保険課長通知（保保発1226第1号）に基づき、
「第19期 第2回組合会会議録」を掲載します。

草々

第 19 期第 2 回組合会会議録

伊藤忠連合健康保険組合

第 19 期 第 2 回 組 合 会 会 議 録

1. 日 時 令和 5 年 7 月 18 日 (火) 15:30 ～ 17:00
2. 場 所 ホテルグランドヒル市ヶ谷 会議室
東京都新宿区市谷本村町 4-1
3. 議 案
 - 第 1 号議案 令和 4 年度事業報告及び令和 4 年度収入支出決算について
 - 第 2 号議案 令和 4 年度決算残金処分 (案) について
 - 第 3 号議案 令和 4 年度同一款内の項間流用について
 - 第 4 号議案 組合格約の一部変更について (事業所の異動)
 - 1) 事業所の名称変更について
 - 2) 事業所の所在地変更について
 - 報告事項 1 文書保存規程とシステム等運用管理規程の変更について
 - 報告事項 2 第 19 期議員・理事の異動について
 - 報告事項 3 保険給付費の返還請求権消滅時効について
4. 招集年月日 令和 5 年 5 月 25 日
5. 議 員 定 数 34 名
6. 出 席 議 員 34 名 (内 書 面 出 席 9 名)
- ① 選定議員 17 名 (内 書 面 出 席 4 名)
大喜多 治年、尾形 元、小田 浩司、桑原 秀明、中川 芳近、玉川 哲史、大橋 芳和、松吉 宏明、
若林 利典、内田 達也、五十嵐 秀夫、西村 雅司、太田 充紀
書面出席：平野 育哉、矢島 久嗣、薬師寺 久夫、吉村 良太
- ② 互選議員 17 名 (内 書 面 出 席 5 名)
佐久間 栄次、北川 正英、管野 康生、宝谷 太郎、渡辺 隆、平 将和、成澤 信彦、中本 正人、
鬼塚 正憲、□ 健悟、前田 顕、徳岡 英雄
書面出席：中村 貞、山本 進、阿部 靖枝、西尾 文隆、黒□ 清
7. オブザーバー 1 名 (伊藤忠商事株 岩田 憲司)

定刻午後 3 時 30 分、議員定数 34 名のうち 34 名の出席 (うち 9 名は書面出席) があり、健康保険法施行令第 9 条の規定による定足数を満たしていることを確認のうえ、議長が開会を宣した。議事録署名人に、選定議員の若林 利典 氏、互選議員の西 健悟氏を指名し、これを承認した。

[議長]

健康保険法施行令により私が議長を務めさせていただきます。
 議員の皆様、ご多忙にも関わらずご出席いただき、ありがとうございます。
 それでは、これから議事に移らせていただきます。本日の議案は、先にご送付申し上げました「議案書」の
 通り 4 議案です。各議案の説明は、尾形常務理事より行なわせていただきます。

[常務理事]

第 1 号議案 令和 4 年度事業報告及び令和 4 年度収入支出決算についての説明です。
 決算説明に入る前に、企業と健保の会計と予算の違いについて説明します。まず、企業会計は「複式簿記」
 で債権債務が発生する度に記帳する「発生主義」ですが、健保会計は「単式簿記」で現金の出入りがある度
 に記帳する「現金主義」です。次に、企業の予算はどのようにして利益を出すかを示すものなので収入支出差
 引額は通常プラスですが、健保の使命・任務は利益を出すことではなく、保険料を預かりルールに従って医
 療を給付したり加入者の健康維持・増進に資する保健事業を行うことなので、健保の予算は利益を示すた
 めのものではなく、使命・任務の遂行に必要な支出とそれをカバーするための収入を如何に確保するかを示
 すものです。従い、健保の予算は支出と収入がバランスするように編成され、収入支出差引額が必ずゼロに
 なるように組まれています。
 令和 4 年度予算では、予備費約 1,521 百万、別途積立金繰入ゼロの黒字予算をたてていましたが、保険料
 収入の増、保険給付費及び納付金の減となった結果、対予算比約 604 百万円プラスの 2,125 百万円の黒字
 となりました。
 令和 4 年度決算概要における適用状況は、被保険者数 57,847 人で対予算比 553 人減、標準報酬月額
 は 364,171 円で対予算比 5,641 円増、賞与は 1,200.8 千円で対予算比 53.6 千円増ということで平均年収は
 約 5,570.9 千円の対予算比約 121.7 千円増となっております。
 健康保険料率は、9.60%、実質保険料率は 8.88%となります。
 事業所数は 218 となっております。

		R4 年度予算	R4 年度決算	対予算比 (%)	R3 年度
適用 状況	事業所数 (3 月末)	—	218	—	212
	平均被保険者数 (人)	58,400	57,847	99.05%	57,291
	平均標準報酬月額 (円)	358,500	364,171	101.58%	360,018
	平均標準賞与額				
	① 一人当たり (千円)	1,147.2	1,200.8	104.67%	1,163.9
	② 支給月数	3.20	3.30	103.13%	3.23
	扶養率 (人)	0.70	0.69	-0.01p	0.71
料 率 (%)	健康保険料率	9.47%	9.47%	—	9.471%
	調整保険料率	0.13%	0.13%	—	0.129%
	合計	9.60%	9.60%	—	9.60%
	法定給付費等に要する保険料率	8.42%	8.26%	-0.16 p	8.48%
	実質保険料率	9.05%	8.88%	-0.17 p	9.09%

収入についての説明です。

令和 4 年度における保険料収入は、約 29,995 百万円となり、対予算比約 297 百万円増の 101.0%
 となっております。収入合計の約 97.5%を占めます。

調整保険料収入は、9.6%のうちの 0.13%分で、約 412 百万円となり、対予算比約 3.7 百万円増の
 100.9%となっております。徴収した調整保険料は、「財政調整事業拠出金」として健保連に納め、財政状況
 が悪化している組合や高額な医療費が発生したときに「財政調整事業交付金」として組合に交付されます。

当組合における財政調整事業交付金は約 288 百万円となっております。

国庫補助金収入は、約 14 百万円となりますが、その内訳は、前期高齢者納付金が増えた健保組合に対して支給される高齢者医療支援金等負担金助成事業費が約 4 百万円、特定健康診査・保健指導補助金が約 9 百万円、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金約 1.5 百万円となります。

繰入金は、別途積立金繰入及び退職積立金繰入はともに 0 円です。

令和 4 年度における経常収入合計は約 30,036 百万円となり、対予算比約 289 百万円増の 101.0%、収入合計は約 30,752 百万円となり、対予算比約 383 百万円増の 101.3%となっております。

		R4 年度予算	R4 年度決算	対予算比(%)	R3 年度
① 健康 保険 収入	保険料	29,698,057	29,994,890	101.0%	29,241,565
	国庫負担金収入	7,732	7,899	102.2%	7,857
	その他（徴収金）	1	0	0.0%	0
	小 計	29,705,790	30,002,789	100.9%	29,249,422
②*調整保険料収入		408,682	412,357	101.7%	398,527
③*繰越金		0	0	—	0
④ 繰 入 金	退職積立金繰入	10,000	0	0.0%	0
	*別途積立金繰入	0	0	—	0
	小 計	10,000	0	0.0%	0
⑤ 国 庫 収 入	*高齢者医療支援金等負担金助成事業費	1	3,855	385500%	11,847
	*被用者保険運営円滑化推進事業費	1	0	0.0%	0
	特定健康診査・保健指導補助金	16,669	9,012	54.1%	12,280
	*災害臨時特例補助金	1	0	0.0%	0
	*高齢者医療制度円滑運営事業費補助金	1	1527	152700%	496
	小 計	16,673	14,394	86.3%	24,623
⑥*財政調整事業交付金		203,841	288,007	141.3%	344,240
⑦ 雑 収 入	雑収入（利子収入・返納金・雑入）	14,590	24,139	165.4%	23,663
	*不用財産等売払代	2	0	0.0%	0
	*補助金等追加収入	9,969	10,750	107.8%	12,828
	小 計	24,561	34,889	142.1%	36,491
収入合計		30,369,547	30,752,436	101.3%	30,053,303
経常収入合計		29,747,049	30,035,940	101.0%	29,285,365

※注：「*」は経常外の収入

（単位：千円）

支出についての説明です。

令和4年度の事務所費は、約287百万円の対予算比約44百万円減の86.7%、組合会費は、約0.8百万円の対予算比約1.4百万円減の35.4%となっています。

(単位：千円)

事務費	R4 年度予算	R4 年度決算	対予算比(%)	R3 年度
① 事務所費	331,100	287,074	86.7%	274,900
② 組合会費	2,228	788	35.4%	0
合 計	333,328	287,862	86.4%	274,900

保険給付費は約15,542百万円で、保険料収入の51.81%、支出全体の54.29%を占め、支出で1番目に大きい項目です。

令和4年度の保険給付費は、対予算比で見ると約74百万円減の99.5%となっております。

また、令和4年度1人当たり医療費は268,672円となり、対予算比1,277円増の100.5%となっています。

保険給付費

(単位：千円)

③保険給付費		R4 年度 予算	R4 年度 決算	対予算比 (%)	R3 年度決算
法定給付	被保険者	8,909,060	9,116,380	99.9%	8,405,267
	被扶養者	5,778,362	5,569,658	101.2%	5,394,038
	高齢者等	652,037	561,889	104.4%	566,035
	高額療養費	91,105	102,246	80.9%	90,578
	小 計	15,430,564	15,350,173	100.4%	14,455,918
付加給付		185,311	191,678	93.3%	178,498
合 計		15,615,875	15,541,851	100.3%	14,634,416
被保険者一人当たり (円)		267,395	268,672	101.5%	255,440
保険料収入対比 (%)		52.58%	51.81%	-0.77 p	50.05%

- 【注】 ・法定給付：法律に定められた給付（国保、協会けんぽでも支給される）
 ・付加給付：法定給付に追加して支給される給付（健保組合独自の給付）

納付金は約10,848百万円で、保険料収入の36.16%、支出全体の37.89%を占め、支出で2番目に大きい項目です。

納付金の内訳は、前期高齢者納付金が約4,161百万円、後期高齢者支援金が約6,686百万円、病床転換事務費拠出金が19千円、退職者給付拠出金が約0.2百万円となり、対予算比99.5%とほぼ予算どおりとなっております。

また、対前年度比で見ると925百万円減の92.1%となっており、その内訳をみると、前期高齢者納付金で697百万円の減、後期高齢者支援金で228百万円の減となっています。これは、令和2年度分の精算において、コロナの影響により前期高齢者の医療費が下がったこと、後期高齢者支援金の計算の基礎となる負担率が下がったことによります。

納付金

(単位：千円)

	R4 年度予算	R4 年度決算	対前年度比(%)	R3 年度	R2 年度
前期高齢者納付金	4,216,400	4,160,866	85.7%	4,857,899	6,698,064
後期高齢者支援金	6,759,819	6,686,468	96.7%	6,914,811	6,434,044
病床転換事務費拠出金	19	19	95.0%	20	31
日雇拠出金	1	0	0%	0	0
退職者給付拠出金	190	189	88.7%	213	217
合計	10,976,429	10,847,542	92.1%	11,772,943	13,132,356

次に、保健事業費です。

保健事業は、人間ドック、特定保健指導やスポーツクラブの実施に対する支出です。

保健事業費は約 1,516 百万円で、保険料収入の 5.05%、支出全体の 5.29%を占め、支出で 3 番目に大きい項目です。

その内訳は、特定健康診査事業費が約 37 百万円、特定保健指導事業費が約 89 百万円、保健指導宣伝費が約 57 百万円、疾病予防費が約 1,300 百万円、体育奨励費が約 31 百万円、その他(契約保養所費)が約 1 百万円となっています。

特定健診はいわゆるメタボ健診の受診ですが、この科目に含まれるのは被扶養者の方々に対するものです。

特定保健指導事業費は、特定保健指導実施にかかる費用で対予算費約 8.4 百万円増の 110.4%となります。実施率が基準を下回ると後期高齢者支援金の納付においてペナルティ(加算)があるため、積極的に取り組んだ結果となります。特定保健指導の受診については、引き続きご協力をお願いして参ります。

保健指導宣伝費は、データヘルス計画や当組合から発行している機関誌、ジェネリック通知の費用等が含まれます。

疾病予防費は、保健事業費の約 85.8%を占めていますが、これは皆さまに受けていただく人間ドックやインフルエンザに対する補助となります。

体育奨励費は、スポーツジムに対する補助で、都度会員・月会員に対する補助となります。

その他(契約保養所費)は、令和元年 4 月から契約しスタートした保養施設エクシブの利用にかかる費用となります。

(単位：千円)

	R4 年度予算	R4 年度決算	対予算比 (%)	R3 年度
① 特定健康診査事業費	37,720	37,093	98.3%	35,034
② 特定保健指導事業費	80,356	88,708	110.4%	82,641
③ 保健指導宣伝費	75,878	56,932	75.0%	72,985
④ 疾病予防費	1,264,830	1,300,388	102.8%	1,250,345
⑤ 体育奨励費	28,422	31,397	110.5%	26,699
⑥ その他(契約保養所費)	1,038	1,037	99.9%	1,037
合計	1,488,244	1,515,555	101.8%	1,468,741

財政調整事業拠出金については約 411 百万円と、対予算比 100.7%となっております。調整保険料収入がこの財政調整事業拠出金にまわされることになっています。
積立金は、当組合事務員のための退職金として、約 9 百万円を積み立てています。

令和 4 年度における経常支出合計は、約 28,215 百万円となり、対予算比約 1.2 百万円増とほぼ予算通りとなっております。

支出合計は、約 28,627 百万円となり、対予算比約 1,743 百万円減の 94.3%となります。

保険給付費、納付金、保健事業で支出全体の 97.48%を占めています。

令和 4 年度予算において、予備費約 1,521 百万円の黒字予算を組んでおりましたが、収入支出差引額は約 2,125 百万円の黒字となりました。この主な要因は、保険料収入約 296 百万円の増、財政調整事業交付金約 84 百万円の増等による対予算比約 380 百万円の収入増、そして支出において保険給付費が対予算比約 74 百万円の減、納付金が対予算比約 129 百万円の減等により、収支差引額の黒字が約 600 百万円増となっております。

令和 4 年度決算を令和 3 年度決算と比較すると、支出合計は約 57 百万円増となります。これは、保険給付費において、一人当たり医療費及び加入者が増えたことによる約 907 百万円増、納付金において約 925 百万円減、保健事業費において約 47 百万円増が主な要因となります。

令和 4 年度決算を実力ベースでみると、別途積立金繰入はございませんでしたので、収入支出差引額約 2,125 百万円がそのままプラスということになります。

令和 3 年度決算は実力ベースでみると、収入支出差引額約 1,483 百万円のプラスでした。

したがって、実力ベースの決算でみると令和 4 年度は令和 3 年度に対して収入支出差引額約 642 百万円増という結果になります。

以上が一般勘定の収入・支出の説明です。

次に、介護勘定の説明です。

介護勘定には、まず介護納付金があります。これは、健保組合の第 2 号被保険者の標準報酬月額総額に、納付率を掛けて計算されるもので、国に納めます。この介護納付金を納めるために必要な保険料を対象者から徴収していますが、当組合の令和 4 年度の介護保険料率は 1.75%となっております。

	R4 年度予算	R4 年度決算	対予算比	R3 年度決算
① 第 2 号被保険者	40,100 人	39,737 人	-363 人	39,024 人
② 保険料徴収対象者	30,200 人	30,313 人	+113 人	29,362 人
③ 標準報酬月額	418,200 円	418,712 円	+512 円	418,080 円
④ 平均標準賞与額	1,338.2 千円 3.20 月	1,460.0 千円 3.49 月	+121.8 千円 +0.29 月	1,397.7 千円 3.34 月
⑤ 保険料率	1.75%	1.75%	-	1.75%

第 2 号被保険者は 39,737 人と対予算比 363 名減、平均標準報酬月額は 418,712 円、賞与 1,460.0 千円で、平均年収は 6,484.5 千円ということで対予算比約 127.9 千円増となっています。

収入は、介護保険収入約 3,428 百万円ということで対予算比約 68 百万円増の対予算比 102.0%となっており、収入合計は繰入金 120 百万円を合計し約 3,548 百万円となっています。

支出は、介護納付金約 3,385 百万円ということで対予算比 100.0%と予算通りとなっており、支出合計は約 3,385 百万円となり、収入支出差は約 163 百万円となっています。これは、繰入金 120 百万円を繰入れているため、実質 43 百万円の黒字となりますが、令和 4 年度予算において、予備費約 94 百万円、繰入金 120 百万円の約 26 百万円の赤字予算を組んでおりましたので、決算では約 69 百万円の改善となっています。要因としては、平均年収を固めに 6,356.6 千円とみていたのですが、決算では 6,484.5 千円と対予算比 127.9 千円の増となり、介護保険収入が増えたことが挙げられます。

令和 4 年度決算は繰入金 120 百万円を計上しているので、実力ベースでみると約 43 百万円の黒字となり、平成 3 年度決算では繰入金 200 百万円を計上し、実力ベースでみると約 44 百万円の赤字でしたので、令和 4 年度決算は、前年度に対して約 87 百万円改善しています。ただし、これは、介護納付金の令和 2 年度の精算分において、コロナの影響により負担率が下がったことにより約 251 百万円の還付があったことが要因としてあるため、コロナの影響が弱まると再び負担率が上がり、介護納付金の増加が見込まれます。

(単位：千円)

	R4 年度予算	R4 年度決算	対予算比 (%)	R3 年度決算
保険料収入	3,359,483	3,427,718	102.0%	3,283,766
繰入金	120,000	120,000	100.0%	200,000
国庫補助金(事業費補助)	-	-	-	0
雑収入	6	5	83.3%	5
収入合計	3,479,489	3,547,723	102.0%	3,483,771
介護納付金	3,384,698	3,384,697	100.0%	3,327,232
還付金	1,000	343	34.3%	319
予備費	93,791	0	-	0
支出合計	3,479,489	3,385,040	97.3%	3,327,551
収支差引	0	162,683	-	156,220

次に、積立金・準備金の推移の説明です。令和4年度末における別途積立金の額は13,057百万円となります。ただし、これは将来的に納付金の額が増えることが見込まれますので、そのために必要な積立金となります。

・ 一般勘定 (単位：百万円)

	H26年度末	H27年度末	H28年度末	H29年度末	H30年度末	R1年度末	R2年度末	R3年度末	R4年度末
法定準備金	4,222	4,222	4,222	4,222	4,222	4,342	4,342	4,342	4,342
別途積立金	2,784	4,228	7,372	9,246	10,274	10,504	11,574	13,057	15,181
合計	7,006	8,450	11,594	13,468	14,496	14,846	15,916	17,399	19,523

・ 介護勘定 (単位：百万円)

	H26年度末	H27年度末	H28年度末	H29年度末	H30年度末	R1年度末	R2年度末	R3年度末	R4年度末
介護準備金	985	1,100	1,387	1,555	1,408	739	652	609	651

・ 準備金の推移 (単位：百万円)

	H26年度末	H27年度末	H28年度末	H29年度末	H30年度末	R1年度末	R2年度末	R3年度末	R4年度末
法定準備金	4,222	4,222	4,222	4,222	4,222	4,342	4,342	4,342	4,342
介護準備金	985	1,100	1,387	1,555	1,408	739	652	609	651
合計	5,207	5,322	5,609	5,777	5,630	5,081	4,994	4,951	4,993
保有率	200.54	199.71	206.64	199.49	175.73	144.56	139.04	135.28	136.34

となります。

次に、庶務関係についてですが、議員34名、理事16名となっています。

議員・理事数（令和5年3月末現在の議員・理事状況）

・ 議員任期：令和5年4月1日～令和8年3月31日 理事数は議員数の内数

種別	議員			理事		
	定数	現員	欠員	定数	現員	欠員
選定	17名	17名	0名	8名	8名	0名
互選	17名	17名	0名	8名	8名	0名
合計	34名	34名	0名	16名	16名	0名

監査の実施状況については、

平成23年9月20日 関東信越厚生局による実地監査

平成29年6月27日 関東信越厚生局による実地監査（経理監査）

令和4年6月10日 当組合監事による事務監査（令和3年度分の事務監査）

会議の開催状況は、

- ① 理事会 令和4年7月8日 令和3年度収入支出決算 他
令和5年2月3日 令和5年度収入支出予算（案） 他
- ② 組合会 令和4年7月22日 令和3年度収入支出決算 他
令和5年2月17日 令和5年度収入支出予算（案） 他
- ③ 健康管理事業推進委員会
令和4年12月16日 令和5年度保健事業の取り組み方針（案）

となります。

職員数は、令和5年3月末現在において、事務長以下18名（男4名・女14名）となっております。

令和4年度 保険給付費適正化事業について、次の通り報告します。

【①：診療報酬明細書（レセプト）審査事業】

医療機関から請求される診療報酬明細書（請求書）の資格や内容審査（過剰請求・業務上他）を行っている。その結果、令和4年度においては、医療費総額約133億円から約110,342千円（0.83%）の適正化となった。

査定・返戻状況

レセプト件数・金額	年間 1,196,107 件	約 133 億円
返戻理由	件数	金額
資格審査	2,499 件	55,713 千円
内容審査	2,685 件	32,164 千円
第三者求償・業務上他	300 件	22,465 千円
返戻・査定合計	5,484 件 (0.46%)	110,342 千円 (0.83%)

【②：柔道整復（接骨院）療養費適正化事業】

本事業は、平成21年度期中より実施しており、接骨（整骨）院から請求される柔道整復（接骨院）療養費の内容審査を通して、負傷原因の確認や「正しい接骨院のかかり方」を啓蒙している。

なお、振込代行サービスは、年間約898千円の節減効果が得られた。

参考：柔道整復師が行う施術は、医師の行う治療とは異なり、健康保険が使えるのは、外傷性疾患（骨折・脱臼・ねんざ・打撲）に限定されている。

【③：ジェネリック（後発）医薬品促進事業】

後発医薬品の使用促進事業として、後発医薬品の品質や使用促進の意義等に関する情報提供を行うとともに、先発医薬品からジェネリック（後発）医薬品に変更することで節減が期待される方にお知らせを行った。ジェネリック（後発）医薬品の使用割合は、国の目標値である80%を上回る84.5%となった。

以上が第1号議案についての説明です。

また、6月10日、当組合の監事である伊藤忠連合企業年金基金西村選定議員、伊藤忠製糖(株) 中本互選議員に事務局までお越しいただき、事務監査を実施していただきました。本日は中本監事に、監査報告をお願い致します。

[中本監事]

1. 概評

令和4年度の1人あたり保険給付は、265,358円と対令和元年度103.97%、対令和3年度とみても103.88%となり新型コロナの影響のない状況となった。経常収支差引額は、約1,820百万円のプラスの見込みとなる。

介護勘定は、収入支出差引額約163百万円のプラスとなるが、準備金保有率100%以上を維持するため、今後、介護保険料率の引き上げが必要となる可能性がある。事務執行については、経理関連帳簿・証拠書類帳簿等の管理が充分機能しており、令和5年4月30日現在の全ての現預金書類（通帳、証書）等を実査し、正確かつ適切な処理がなされていることを確認した。今後とも内部統制システムの徹底をお願いしたい。

意見として、令和4年度は、新型コロナに対する警戒心が弱まり、医療機関の受診機会が増加傾向にあり、また、令和5年5月8日より新型コロナが5類に移行したこともあるため、今後の保険給付費

の推移を注視していただきたい。また、医療費適正化に資する保健事業を引き続き推進していただきたい。

[議長]

ただ今の説明に、ご意見ご質問はございませんでしょうか。

それでは採決を行います。第1号議案 令和4年度 事業報告及び令和4年度収入支出決算について理事会としてご承認いただき組合会に提案させていただいてよろしいでしょうか。

ご承認いただける方は、挙手をお願い致します。

《全員の挙手を確認》

ご承認ありがとうございました。

次に、第2号議案 令和4年度決算残金処分(案)についての説明です。

[常務理事]

決算残金の処分案についてですが、一般勘定については収入決算額約30,752百万円、支出決算額約28,627百万円ということで、差引残高約2,125.4百万円となりました。

差引残高のうち、約2,124.6百万円を別途積立金としたいと思います。その結果、令和4年度末における別途積立金は約15,181百万円となります。法定準備金については目標額に達しているため決算残金からの計上はありません。

別途積立金と法定準備金を合わせると約17,399百万円となります。

財政調整事業繰越金828,734円は、保険料として任意継続被保険者の方々から受け取った前納金のうち、令和5年度分の調整保険料に該当する金額となるため、繰り越して令和5年度の収入に入れることになるものです。

令和3年度末において法定準備金は約4,342百万円、別途積立金は約13,057百万円となっておりますが、令和4年度末においては、準備金は約4,342百万円、別途積立金は約15,181百万円となります。

また、令和4年度末残高の退職積立金約124百万円は、職員の退職金のための積立金となります。

(1) 一般勘定 財産状況 (決算残金処分後)

<単位：円>

	R3年度末 残高	期中増減		R4年度末 残高
		増	減	
法定準備金	4,341,997	0	0	4,341,997
別途積立金	13,056,623	2,124,664	0	15,181,287
小計	17,398,620	2,124,664	0	19,523,284
退職積立金	114,948	9,226	0	124,174
その他財産	77,997	0	2,810	75,187
合計	17,591,565	2,133,890	2,810	19,722,645

(2) 介護勘定 財産状況 (決算残金処分後)

<単位：円>

	R3年度末 残高	期中増減		R4年度末 残高
		増	減	
介護準備金	608,685	162,683	120,000	651,368

となります。

【一般勘定】

決算状況		決算残金処分内訳	
収入決算額	30,752,436,448 円	法定準備金	0 円
		別途積立金	2,124,664,213 円
支出決算額	28,626,943,501 円	財政調整事業繰越金	828,734 円
差引残高	2,125,492,947 円	計	2,125,492,947 円

【介護勘定】

決算状況		決算残金処分内訳	
収入決算額	3,547,723,276 円	準備金	162,682,402 円
支出決算額	3,385,040,874 円	繰越金	0 円
差引残高	162,682,402 円	計	162,682,402 円

介護勘定については、収入決算額 3,548 百万円、支出決算額 3,385 百万円ということで、収支差引額約 163 百万円となります。介護勘定の決算残金 163 万円については、全額を準備金にまわしたいと思います。その結果、令和 4 年度末における介護勘定準備金は約 651 百万円となります。

また、準備金は、一般勘定と介護勘定を合計すると、約 4,993 百万円となり、これは保有率でみると 136.34%となります。

以上です。

以上が第 2 号議案についての説明です。

[議長]

ただ今のご説明に、ご意見ご質問はございませんでしょうか。

それでは、第 2 号議案令和 4 年度決算残金処分(案)について、理事会としてご承認いただき組合会に提案させていただいてよろしいでしょうか。ご承認いただける方は、挙手をお願い致します。

《 全員の挙手を確認 》

ご承認ありがとうございました。

次に、第 3 号議案令和 4 年度 同一款内の項間流用についての説明です。

[常務理事]

第 3 号議案令和 4 年度 同一款内の項間流用についての説明です。

健康保険法施行令第 16 条第 3 項規定に基づき、理事長専決にて項間流用を行いました。

流用年月日 (理事長専決日)	流用する科目 (減)		流用を受ける科目 (増)	
令和 5 年 3 月 31 日 (令和 5 年 4 月 19 日)	3-1-11 家族療養費	5,986,000 円	3-2-1 一部負担還元金	5,986,000 円
令和 5 年 3 月 31 日 (令和 5 年 4 月 19 日)	3-1-11 家族療養費	381,000 円	3-2-3 合算高額療養付加金	381,000 円

付加給付費の決算額が予算額を超え▲6,367,000 円となったため、同一款内の項間流用を行います。流用を受ける科目の一部負担還元金及び合算高額療養付加金は、款:保険給付費、項:付加給付費であり、不足額を家族療養費から流用する場合、家族療養費は款:保険給付費、項:法定給付費となるため、同一款内でも項が異なるため、組合会に報告し承認を得ることになっています。

以上が第 3 号議案についての説明です。

[議長]

ただ今の説明に、ご意見ご質問はございませんでしょうか。

それでは、第 3 号議案同一款内の項間流用について、理事会としてご承認いただき組合会に提案させていただいてよろしいでしょうか。ご承認いただける方は、挙手をお願い致します。

《全員の挙手を確認》

ご承認ありがとうございました。

ここで、お時間を少々いただきまして、当健保組合経営見通しと健康保険組合を取り巻く情勢について、常務理事よりご説明致します。

[常務理事]

令和 6 年度、7 年度の収支見通しですが、令和 6 年度以降の収入は令和 5 年度予算の数値を前提にし、支出について、保険給付費はコロナ前の令和元年度の 1 人当たり医療費を年 2%増、前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金については、令和 6 年度以降の前期高齢者の医療費、後期高齢者支援金の負担率について一定と見込んで試算してしたところ、令和 6 年度、7 年度についてはコロナの影響もなくなると想定し赤字が続く見通しですが、別途積立金を切り崩しながら、料率 9.6%を維持できるのではないかと考えています。

また、他健保組合の保険料率については、協会けんぽが 10.0%、他の健保もここ数年は一定の保険料率を維持できていますが、既に 10.0%に達している健保組合もあります。

最後に介護保険の見通しですが、令和 4 年度は令和 2 年度の精算として約 251 百万円の還付があったため、繰入金を差し引いても約 43 百万円の黒字でしたが、これはコロナの影響により負担率が低かったことが要因として挙げられます。しかし、コロナの影響がなくなり令和 6 年度以降において介護納付金の計算の基礎となる負担率が令和 5 年度の概算負担率 1.964%程度まで上がった場合、当健保組合も介護保険料率を上げる必要があります。

もし令和 6 年度も 1.75%を維持したとすると約 388 百万円赤字になる試算になり、準備金残高を充当すると、準備金残高が約 294 百万円になってしまい準備金保有目標額の約 296 百万円を下回り、保有率が 100%を下回ってしまうため、1.75%を維持することはできないということになります。

なお、準備金保有目標額は介護納付金の額が毎年上がるため、保有率は毎年下がっていくこととなります。

[議長]

以上、説明についてご質問はございませんでしょうか。

それでは議事に戻らせていただきます。

第 4 号議案組合規約の一部変更（事業所の異動）について、常務理事よりご説明致します。

[常務理事]

第 4 号議案組合規約の一部変更（事業所の異動）について、説明いたします。

(1) 事業所の名称変更について

組合規約第 4 条「別表 1」の下記事業所の名称を変更する。

	新（変更後）	旧（変更前）	変更年月日
1	ユシロ化学工業㈱大船工場	日本シー・ビー・ケミカル㈱	令和 5 年 3 月 31 日

計 1 事業所

(2) 事業所の所在地変更について

組合規約第 4 条「別表 1」の下記事業所の所在地を変更する。

	新 (変更後)	旧 (変更前)	変更年月日
1	(株)ケーアイ・フレッシュアクセス 東京都千代田区	東京都中野区	令和5年2月20日
2	ワーナーブラザーススタジオジャパン 合同会社 東京都練馬区	東京都港区	令和5年5月29日

計2事業所

以上となります。

[議長]

ただ今の説明に、ご意見ご質問はございませんでしょうか。

それでは採決を行います。

第4号議案 組合規約の一部変更(事業所の異動)について 理事会としてご承認いただき組合会に提案させていただきますようお願いいたします。

ご承認いただける方は、挙手をお願い致します。

《全員の挙手を確認》

ご承認ありがとうございました。

次に報告事項に移らせていただきます。報告事項は3つありますが、報告事項1につきましては、理事会で決定したことの報告となります。

まず報告事項1 文書保存規程とシステム等運用管理規程の変更について、常務理事から説明致します。

[常務理事]

報告事項1 文書保存規程とシステム等運用管理規程の変更についての説明です。

本規程の変更は、紙媒体文書等をスキャナ等で読み取る等により、電子化文書として管理する場合の取扱いとして示されましたので、紙媒体文書等を電子化文書として管理切り替え時に対応できるよう、健康保険組合連合会の変更例に倣い変更しました。また、保存年数に関する定めが文書保存規程とシステム等運用管理規程に跨っているため、分かりやすさの観点から保存年数に関する定めについて、文書保存規程に一元化するためシステム等運用管理規程も健康保険組合連合会の変更例に倣い変更しております。

【文書保存管理規程】

新 旧 条 文 対 照 表	
新	旧
<p><u>(目的)</u></p> <p>第1条 この規程は、伊藤忠連合健康保険組合(以下「組合」という。)における文書の保存及び廃棄について定めるものとする。</p> <p><u>(削る)(第4条第1項へ)</u></p>	<p>第1条 この規程は、組合に備え付けておくべき書類の整備を図るため、文書の保存及び廃棄について定めるものとする。ただし、第4種に属する文書で内容軽微なものは、理事会の議決により保存期間を1年とすることができる。</p> <p>第1種 永年</p> <p>第2種 30年</p>

<p>(規程を変更する場合)</p> <p>第2条 この規程を変更する場合は、理事会の議決によらなければならない。</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この規程において「文書」とは、紙文書、電子文書及び電子化文書をいう。</p> <p>2 この規程において「紙文書」とは、組合が紙媒体（文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で取得又は作成したものをいう。</p> <p>3 この規程において「電子文書」とは、組合が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）で取得又は作成したものをいう。</p> <p>4 この規程において「電子化文書」とは、令和5年3月31日付保保発 0331 第1号「健康保険組合における電子化文書の取扱いについて」に基づき、組合が紙文書をスキャナ等で適切に読み取ること等により作成したPDF等の電子ファイルをいう。</p> <p>5 文書の種別は、別表で定めるところによる。</p> <p>(削る) (第4条第2項へ)</p>	<p>第3種 原則5年</p> <p>ただし、収入・支出の証拠書類等は、<u>監督官庁の前実地監査年度まで保存する。</u></p> <p>第4種 3年</p> <p>2 前項の文書の種別は、別表「文書の保存管理簿」による。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第2条 1件の文書であって、前条第1項の種別の2以</p>
--	---

<p><u>(削る) (第4条第3項へ)</u></p> <p><u>(文書の保存期間)</u></p> <p><u>第4条 文書は、別表で定める種別に応じて、次の年数を保存するものとする。ただし、第5種に属する文書であって軽易なものは、理事長の決定によって保存期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>第1種 永年</u></p> <p><u>第2種 30年</u></p> <p><u>第3種 10年</u></p> <p><u>第4種 5年</u></p> <p><u>第5種 3年</u></p> <p><u>2 1件の文書が別表の2以上の種別にわたるときは、保存期間の長い種類に属するものとする。</u></p> <p><u>3 第1項の保存期間は、処分や契約の完結又は帳簿の使用の終了等の事実があった日の属する年度の翌年度の初日から起算する。</u></p> <p><u>4 第1項に定める期間にかかわらず、組合員に係る情報(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に定める個人番号(情報システム(組合の情報セキュリティ基本方針及び個人情報保護管理規程に従い、当組合の業務を取り扱うシステムをいう。以下同じ。)で保有するものに限る)を含む)については、資格喪失又は扶養削除の日から10年保存する。</u></p> <p><u>5 文書を情報システムで管理する場合は、第1項又は第4項で定める期間が満了する日と当該情報システムにおい</u></p>	<p><u>上に渡るものは、保存期間の長い種別に属するものとする。</u></p> <p><u>第3条 文書の保存期間は、書類の処分の完結又は帳簿の終わった年(会計に関するものは年度)の翌年(会計に関するものは翌年度)よりこれを起算する。</u></p>
---	---

て保存可能な期間のいずれか遅い日までの間保存するものとする。

(文書の廃棄等)

第5条 保存期間の満了した文書については、復元不可能な方法により、速やかに廃棄又は消去するものとする。ただし、継続して保存する必要があるものは、理事長の決定により、さらに相当の期間を定めて保存するものとする。

2 前項の廃棄又は消去を外部へ委託したときは、委託先から廃棄又は消去に係る証明を受領するものとする。

附則

この規程は、平成28年8月1日より施行する。(平成28年7月22日組合会承認)

第2種保存年数追加による改定規程は、令和2年3月1日より施行する。

この規程を変更する場合の第2条新設および紙媒体をスキャナ等で読取、電子化文書として管理する場合等の改定規程は、令和5年8月1日より施行する。

別表 文書の種別

第1種	組合設立に関する <u>文書</u> 組合原簿及び規約並びにこれに関する <u>文書</u> 組合において定めた規程 組合の合併・分割に関する <u>文書</u> 組合の設立ある事業所の編入及び削除に関する <u>文書</u> その他 <u>理事長</u> が永年保存の必要があると
-----	--

第4条 保存期間の満了した文書については速やかに廃棄するものとする。ただし、継続して保存する必要があるものは、理事会の決定により、さらに相当の期間を定めて保存するものとする。

附則

この規程は、平成28年8月1日より施行する。(平成28年7月22日組合会承認)

第2種保存年数追加による改定規程は、令和2年3月1日より施行する。

(別表)

「文書の保存管理簿」

第1種 (永年)

- 1.組合の設立に関する書類
- 2.組合原簿及び規約並びにこれに関する書類
- 3.組合において定めた規程
- 4.組合の合併に関する書類
- 5.組合の分割に関する書類

	<p>認めた<u>文書</u></p>	<p>6.組合の設立ある事業所の編入及び削除に関する<u>書類</u></p> <p>7.その他<u>理事会</u>で永年保存の必要があると認めた<u>書類及び帳簿</u></p>
第2種	<p>事業報告書</p> <p>収入支出予算書、収入支出決算書、財産目録</p> <p>理事会・組合会会議録</p> <p>保険料率に関する<u>文書</u></p> <p>常勤役員及び職員人事記録に関する<u>文書</u></p> <p>監督官庁の<u>通知等</u>で例規となるべきもの</p> <p><u>その他理事長が30年保存の必要があると認めた文書</u></p>	<p>第2種 (30年)</p> <p>1.監督官庁の<u>通達</u>で例規となるべきもの</p> <p>2.事業報告</p> <p>3.収入支出予算</p> <p>4.収入支出決算</p> <p>5.財産目録</p> <p>6.理事会・組合会会議録</p> <p>7.保険料率に関する<u>書類</u></p> <p>8.常勤役員及び職員人事記録に関する<u>書類</u></p>
第3種	<p>歳入簿、歳出簿、現金出納簿、その他会計に関する帳簿、費目流用・一時借入金</p> <p>その他予算の経理に関する<u>文書</u></p> <p>保険料及びその他の徴収金の調定に関する<u>文書</u></p> <p>収入支出の証拠に関する<u>文書</u></p> <p>選挙に関する<u>文書</u></p> <p>訴願及び訴訟に関する<u>文書</u></p> <p>社会保険審査官及び社会保険審査会に関する<u>文書</u></p> <p><u>診療（調剤）報酬明細書</u></p> <p><u>診療報酬明細書等の開示に関する文書</u></p> <p>その他<u>理事長が10年保存の必要があると認めた文書</u></p>	<p>第3種 (5年)</p> <p>1.医療機関に関する<u>書類</u></p> <p><u>(診療報酬明細書、調剤報酬明細書、訪問看護療養費明細書、特定健康診査データ 等)</u></p> <p>第3種 (原則5年、ただし、監督官庁の前実地監査年度まで保存)</p> <p>1.保険給付の決定及び執行に関する<u>書類</u></p> <p>2.<u>健診費用の補助金の決定及び執行に関する書類</u></p> <p>3.歳入簿</p> <p>4.歳出簿</p> <p>5.現金出納簿</p> <p>6.その他会計に関する帳簿</p> <p>7.保険料及びその他の徴収金の調停に関する<u>書類</u></p> <p>8.費目流用、一時借入金その他予算の経理に関する<u>書類</u></p> <p>9.収入支出の証拠に関する<u>書類</u></p> <p>10.訴願及び訴訟に関する<u>書類</u></p>
第4種	<p>医療機関に関する<u>文書</u></p> <p><u>保健事業に関する文書</u></p> <p><u>組合員の資格に関する届出文書</u></p>	

	<u>その他理事長が5年保存の必要があると認めた文書</u>	11. 社会保険審査官、同審査会に関する書類
第5種	第1種、第2種、第3種及び第4種に属さない文書	12. 選挙に関する書類
	(第4種(1年)は削る)	13. その他 <u>理事会で5年間</u> 保存の必要があると認めた書類及び帳簿
		第4種(3年)
		1. 第1種・第2種及び第3種 <u>(1年)</u> に属しない書類及び帳簿
		第4種(1年)
		1. <u>健診費用の補助金の決定及び執行に関する書類</u> および <u>特定健康診査データを除く保健事業に関する書類</u>

【システム等運用管理規程】

新 旧 条 文 対 照 表	
新	旧
(電子媒体の管理)	(電子媒体の管理)
第21条 (略)	第21条 (略)
<u>(削る)</u>	<u>2 電子媒体の廃棄は、原則粉砕処理とする。</u>
<u>2~3</u>	<u>3~4 (略)</u>
<u>(削る)</u>	<u>5 個人情報を記した電子媒体の廃棄に当たっては、安全かつ確実に行われることを、データ保護管理者が作業前後に確認し、結果を記録に残すものとする。</u>
(電子媒体の廃棄)	(データ等の消去及び電子媒体の廃棄)
第25条 <u>保存期間経過後の消去及び廃棄方法について、原則として粉砕処理又は溶融処理する等復元不可能な状態にしなければならない。</u>	第25条 <u>情報システム又は電子媒体で保有するデータについては、法令の定めた保存期間保存・管理するものとする。ただし、法令の定めがない場合については、以下の</u>

<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>期間、保存・管理するものとする。</u></p> <p><u>(1) 情報システム又は電子媒体で保有するデータのうち組合員の資格及び保険給付に関するものについては永年。</u></p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(2) 情報システム又は電子媒体で保有するデータのうち会計事務取扱規程第3条並びに財産管理規程第14条及び第15条で定める帳簿及び台帳については文書保存規程を準用する。</u></p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(3) 情報システム又は電子媒体で保有するデータのうち(1)及び(2)以外のものについては文書保存規程を準用する。</u></p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(4) 電子申請に係る届出書データ、届出データ及び添付文書については、文書保存規程を準用する。</u></p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(5) (1)、(2)及び(3)のバックアップを目的としたデータについては1カ月。</u></p>
<p><u>2 データ保護管理者は、個人情報記録した電子媒体を廃棄するときは、廃棄が安全かつ確実にされることを作業前後に確認し、その経過を記録・管理するものとする。</u></p>	<p><u>2 保存期間が経過したデータ及び電子媒体において、引き続き保存する必要があるものについては、改めて保存期間を定めて保存・管理するものとする。</u></p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>3 保存期間経過後の消去及び廃棄方法について、破砕処理または溶融処理する等復元不可能な状態にしなければならない。なお、消去及び廃棄した場合、その経過を記録・管理するものとする。</u></p>
<p>附 則 この規程は、平成28年8月1日から施行する。</p> <p>この規程の一部変更は、令和2年9月1日から施行する。</p> <p>この規程の一部変更は、令和2年11月1日から施行する。</p> <p>この規程の一部変更は、令和4年3月1日から施行する。</p> <p><u>この規程の一部変更は、令和5年8月1日から施行する。</u></p>	<p>附 則 この規程は、平成28年8月1日から施行する。</p> <p>この規程の一部変更は、令和2年9月1日から施行する。</p> <p>この規程の一部変更は、令和2年11月1日から施行する。</p> <p>この規程の一部変更は、令和4年3月1日から施行する。</p>

[議長]

ただ今のご説明に、ご意見ご質問はございませんでしょうか。

次に報告事項 2 第 19 期 議員・理事の異動について、常務理事から報告致します。

[常務理事]

報告事項 2 第 19 期 議員・理事の異動についての報告です。

下記の方が退任となり、

【退任】

互選議員 加藤 和彦 氏 伊藤忠オートモービル(株) 令和 5 年 5 月 31 日

互選議員 中村 雅次 氏 伊藤忠アーバンコミュニティ(株) 令和 5 年 6 月 30 日

下記の方が就任しております。

【就任】

互選議員 平 将和 氏 伊藤忠オートモービル(株) 令和 5 年 7 月 18 日

互選議員 管野 康生 氏 伊藤忠アーバンコミュニティ(株) 令和 5 年 7 月 18 日

議員の任期は、第 19 期 令和 8 年 3 月 31 日までとなります。

下記の方が退任となり、

【退任】

互選理事 中村 雅次 氏 伊藤忠アーバンコミュニティ(株) 令和 5 年 6 月 30 日

下記の方が就任しております。

【就任】

互選理事 管野 康生 氏 伊藤忠アーバンコミュニティ(株) 令和 5 年 7 月 18 日

以上となります。

[議長]

それでは、報告事項 3 保険給付費の返還請求権消滅時効について、常務理事よりご説明致します。

[常務理事]

報告事項 3 保険給付費の返還請求権消滅時効についての説明です。

無資格受診を行った者に対する保険給付費の返還請求権は、民法第 167 条第 1 項の規定により、10 年を経過すると消滅時効となります。

【平成 24 年度】 19 件 311,738 円

以上です。

[議長]

ただ今のご説明に、ご意見ご質問はございませんでしょうか。

[中川議員]

債権の回収は、どのように行われていますか。

[常務理事]

二段階で行っており、第一段階では対象者が勤務していた事業所経由で返還の依頼をし、それでも返還していただけない場合は、当健保組合から対象の被保険者に直接請求しています。

[中川議員]

わかりました、ありがとうございます。

[成澤議員]

回収率はどれくらいになりますか。

[常務理事]

回収率は8割ほどになりますが、回収額をみると平成25年度は789,307円、平成26年度は287,041円と年度によって差があります。

[成澤議員]

わかりました、ありがとうございます。

[中川議員]

回収した額はどのように計上されますか。

[常務理事]

当年度分は保険給付費をマイナスし、過年度分については雑収入で計上します。

[中川議員]

わかりました、ありがとうございます。

[議長]

他にご意見ご質問はございませんでしょうか。

ご意見ご質問がないようでしたら、以上で本日の議案・報告事項は全て終了となります。

第19期第2回組合会を終了いたします。

どうもありがとうございました。

午後5時00分、議長が閉会を宣言した。

以上